

令和7年度補正 米流通効率化支援事業
小売事業者等・産地連携モデル化推進事業
説明会資料

令和8年4月8日

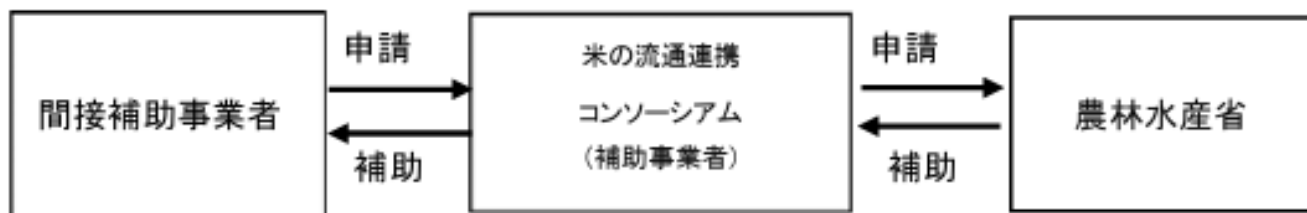
公益財団法人 流通経済研究所

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル10階

Tel : 03-5213-4531(代) Fax : 03-5276-5457

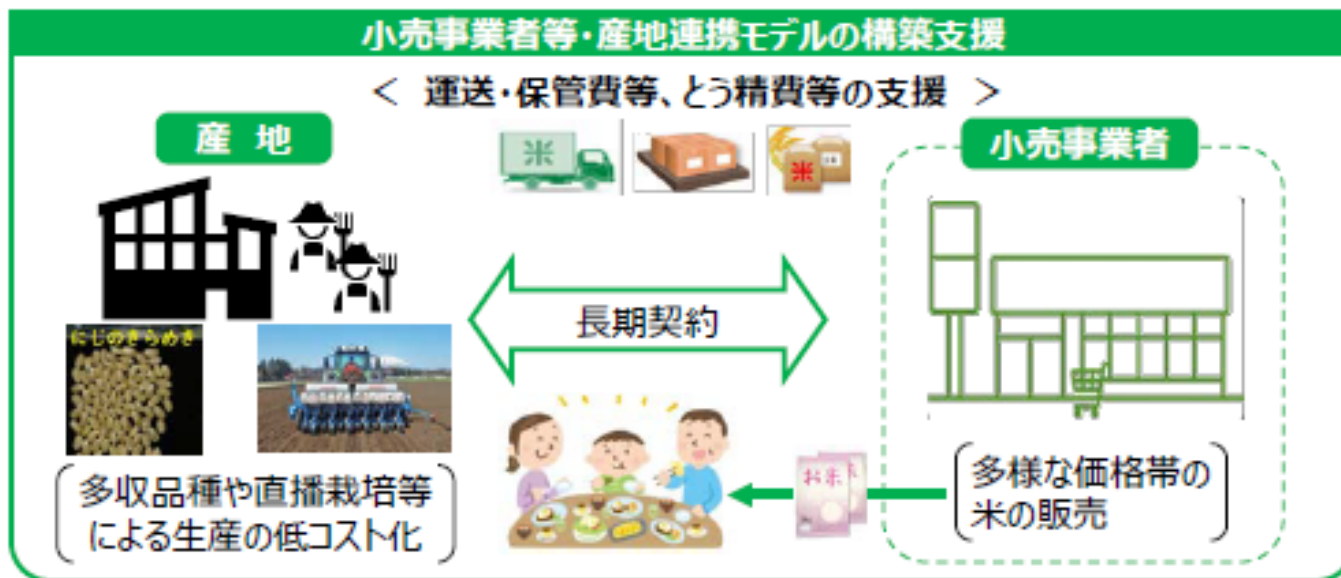
本事業のスキーム

- 事業スキーム：各事業に取り組む皆様は「間接補助事業者」となります。



- 1. 精米事業者等共同化推進事業（精米事業者等共同化調査・モデル化対策）**
 - ✓ 精米事業者等が共同事業体による米流通の合理化及び効率化に向けた物流等の共同化を推進するための調査・モデル化等の取組を支援します。
- 2. 小売事業者等・産地連携モデル化推進事業（モデル化推進事業）**
 - ✓ 小売事業者等が米穀の生産性向上に取り組む産地と長期契約し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引モデルを構築するために必要な経費を支援します。

本事業の概要



小売事業者等・産地連携モデル化推進事業は、小売事業者等が米穀の生産性向上に取り組む産地と長期契約し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引モデルを構築するために必要な経費を支援するものです。

補助を受けた事業者は、構築モデルとして、その取り組みなどについてヒアリング等をさせていただき、農林水産省に提出する報告書に事例等として掲載されることがあります。

小売事業者等・産地連携モデル化推進事業 経費の範囲と補助率について

別表 2-1

第1 事業内容	第2 間接補助対象経費の範囲	第3 補助金の予定額	第4 補助率
<p>2. 小売事業者等・産地連携モデル化推進事業</p> <p>(1) モデル化推進事業 小売事業者等が米穀の生産性向上に取り組む産地と長期契約し、多様な価格帯の米を消費者に安定供給するための直接取引モデルを構築するために必要な経費を支援する。</p>	<p>(1) 運送料（運送料及びその他必要な経費）、保管料（倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に定める倉庫業を営む者をいう。以下同じ。）に寄託する場合の保管料及びその他必要な経費）、とう精賃や包装資材費など一般消費者向け袋詰精米等商品の製造に必要な経費 等</p>	<p>100,000千円</p>	<p>定額</p> <p>(1) 採択1件当たりの補助上限は47,500千円とする。</p>

申請できない経費と事業期間

申請できない経費

- ① 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- ② 国等の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- ③ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ④ 補助金の交付決定前に発生した経費
- ⑤ 間接補助経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- ⑥ その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

事業期間

- ① **間接補助事業の事業開始年月日** 交付決定年月日を間接補助事業の開始年月日としてください。発注は交付決定年月日以降に実施してください。見積の日付については、申請日において有効な見積のみを対象とします（見積有効期限が確認できない見積書については無効となるため、ご注意ください。）。
- ② **間接補助事業の事業完了年月日** 間接補助事業の実施が完了し、かつ間接補助事業に関わる全ての支払は遅くとも**令和8年12月31日（木）**としてください。その支払が完了した日を事業完了年月日とし、事業完了報告書を提出してください。なお、やむを得ない理由により事業完了の遅延が見込まれる場合は、事前、かつ速やかに米の流通連携コンソーシアムに報告し、指定された書類を提出してください。

利益等排除につきまして

間接補助事業における利益等排除の取扱い

間接補助事業者は、間接補助事業において、間接補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行ってください。

<利益等排除の対象となる調達先>

以下の①から③までの関係にある会社から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とします。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③間接補助事業者の関係会社

利益排除の方法

- ① 間接補助事業者の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合で排除を行います。
- ③ 補助事業者の関係会社からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出してください。

応募要件について

小売事業者等・産地連携モデル化推進事業

1. 間接補助対象事業者

一般消費者に米穀を含む食品を小売販売する事業者（以下「食品小売事業者」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす者が対象となります。

- ① 日本国内に所在する法人であって、複数の都道府県に店舗等を展開（北海道に限っては、都府県への店舗等の展開の有無によらず、複数の道振興局の管轄地域に店舗等を展開する場合も可とする。）し、かつ、袋詰精米等の米穀の年間取扱数量の合計が1,000精米トン以上であること。
- ② 多収品種や直播栽培等、米穀の生産性向上に取り組む産地（個人、法人又は団体等）と長期契約（令和8年産米を起点とする3年以上の契約であって、数量及び価格に関することを含む。）の計画があること。
- ③ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力及び体制を有する法人であること。
- ④ 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規約（これに準ずるものを含む。）等及び決算書等を作成していること。
- ⑤ 本事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認めること。
- ⑥ 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

解説

小売事業者の定義は？

- ・小売事業者とは、一般消費者に米穀を含む食品を小売販売する事業者（要領別記2第1）と定義している。
- ・具体例としては、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどが該当する。
- ・また、ネットショップ（オンラインショップ）の場合も、米穀を含む食品を販売するものであれば、これに該当する。

公募要件の「年間取扱数量の合計が1,000精米トン以上」の意味は？

- ・年間取扱数量1千精米トンは、「5kg入り袋詰精米」に換算すると20万袋となる。モデル化という本事業の目的に沿うには、少なくとも当該規模以上の事業者に取り組んでいただくことが適当との判断による。

小売事業者の形態や規模などに要件はあるか？

- ・米穀の年間取扱量1千精米トン以上の要件（規程第3条第4項(1)は設けているが、形態に要件は設けていないところ。法人であれば、100%同一の資本に属するグループ企業でも差し支えない。
- ・ただし、補助事業における利益等排除の取扱い（要領第12等）において、調達を行う場合には、一定の制限が課されることには留意を願いたい。

産地とは何か。どこが該当するのか？

- ・米穀の生産地であれば、JA等の組合組織でも、農業法人でも、個人生産者でも良く、一の生産地だけでなく、複数の生産地でも良いとして、産地と表現している。
- ・ただし、多収品種や直播栽培等、米穀の生産性向上に取り組む産地（個人、法人又は団体等）と長期契約（令和8年産米を起点とする3年以上の契約であって、数量及び価格に関することを含む。）の計画があること（規程第3条第4項(2)）が要件となることには留意を願いたい。

応募要件について

<p>多収品種とは何か。何が認められるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・多収品種とは、一般の主食用品種（コシヒカリ等）に比べて、単位面積あたりの子実（米）の収量が多い品種のことである。・選定に当たっては、農林水産省ホームページに掲載された、以下を参照ください。<ul style="list-style-type: none">> 米をめぐる状況について（令和7年12月農林水産省農産局）中の110頁「主食用米の主な多収品種」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/attach/pdf/kome_siryou-279.pdf> 農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）ホームページに掲載された、様々な用途に向くお米の品種シリーズ https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/kind-pamph/137546.html
<p>直播栽培等、生産性の向上に資する取組とは何か、何が認められるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・生産性の向上に資する取組とは、例えば「直播栽培の導入（育苗費削減）」、「スマート農機による省力化」、「肥料・農薬の削減（低コスト・高効率資材）」などの取組やその組み合わせのことである。・選定に当たり、農林水産省ホームページに掲載された以下の情報等を参照下さい。<ul style="list-style-type: none">担い手の稲作コスト低減事例集 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/cost/attach/pdf/jirei-59.pdf
<p>運送に対する支援はどこまで認められるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）により創設された「標準的運賃」に基づく料金や実費を支援の対象（要領別記2の別表2：運送料）としている。・ただし、以下については留意ください。<ul style="list-style-type: none">> 積載量10トン程度の大型車の使用を原則とすること> 自己都合による速達、特殊車両、休日、深夜等の割増料金などは、助成の対象外となること
<p>助成の対象となる輸送の範囲はどこまでか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・本事業に供する米穀を、産地から小売事業者が本事業の拠点とする地域にある保管倉庫（以下「拠点保管倉庫」という。）まで輸送する際の運送料、及び拠点保管倉庫等から袋詰精米等の製造等を委託する精米事業者に輸送する場合の運送料が助成の対象（要領別記2の別表2：運送料）となる。・ただし、袋詰精米等の製造を委託する精米事業者から小売事業者（間接補助事業者）の配送センター等又は店舗等に輸送する場合の運送料は支払いの対象外となることには留意を願いたい。

応募要件について

運送のため、共同保管倉庫から個々の精米事業者が出庫をする際の出庫料又は役務等に対する支援はあるか。	<ul style="list-style-type: none">・拠点保管倉庫から袋詰精米等の製造等を委託する精米事業者に出荷する際の出庫料等は支援の対象とするが、その他の役務等に関しては、支援の対象にしていない（要領別記2の別表2：運送料・保管料）。（補足）袋詰精米等の製造等を委託する精米事業者から小売事業者（間接補助事業者）への運送は、小売事業者が通常に行う業の範囲との考え。
トラック以外の運送手段は認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・運送料は10ト程度の大型車の使用を原則（要領別記2の別表2：運送料）とするが、これと同程度の効率性を有すると認められる運送手段、例えば鉄道貨物輸送等は認められる。・この場合、事業計画に織り込む、又は当該輸送を行う前に補助事業者である米の流通連携支援コンソーシアム（以下「支援コンソーシアム」という。）と運用協議を行う必要がある。
トラックを利用する場合、10ト車以外は認められないのか。	<ul style="list-style-type: none">・産地との取引契約の数量にもよるが、10ト車以上の単位での輸送が原則（要領別記2の別表2：運送料）となる。・ただし、輸送の最終段階で10ト未満の端数が生じる場合には、当該輸送に限り10ト車以外の車両等の使用が認められる。・また、鉄道貨物輸送を併用する場合であって、例えば12フィートコンテナ（積載量：約5ト）が使用される場合には、当該コンテナ等のサイズに応じたトラック輸送も認められる。・ただし、この場合には、事業計画に織り込む、又は当該輸送を行う前に補助事業者である支援コンソーシアムと運用協議を行う必要がある。
保管に対する支援はどこまで認められるのか。	<ul style="list-style-type: none">・本事業に供する米穀を、原則として、倉庫業者に寄託して保管する場合の保管料（テンパリング料及び入庫料等、ピッキング料及び出庫料等の実費を含む。）を支援の対象（要領別記2の別表2：保管料）としている。・ただし、産地倉庫に寄託保管する場合、精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合は、その実態や料金負担の適正性により個別協議の対象とすることとしており、この場合、事業計画に織り込む、又は当該輸送を行う前に支援コンソーシアムと運用協議を行う必要があることに留意を願いたい。

応募要件について

<p>産地倉庫や精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合、保管料の支援に必要な証拠書類とは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産地倉庫や精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合には、倉庫が所在する地域における倉庫業者（倉庫業法に定める倉庫業を営む者が設定する保管料等の実態や、小売事業者（間接補助事業者）と寄託者における料金負担の適正性により判断することとなる。証拠書類としては、当該事情が分かる資料等の作成が必要。 ・この場合には、当該保管を行う前に支援コンソーシアムとの個別協議が必要。
<p>オリジナルブランドの袋詰精米等の製造と供給をする場合、当該袋詰精米等に供する包装資材への支援とは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者向け袋詰精米等の製造に供する個包装の調達等に必要な経費（デザイン料金、印刷料金などを含む。）を支払いの対象としている。 ・ただし、精米事業者に対し袋詰精米までの一切を委託した場合の加工委託費に包装資材費等が含まれる場合には、加工委託費の内数として整理する必要がある。
<p>袋詰精米等を製造する場合の精米事業者への委託の範囲はどこまでか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原料玄米の張込から玄米精選工程、精米工程、精米精選工程、計量包装工程までの一般消費者向け袋詰精米等の製造に必要な工程の全部（オリジナルの包装資材費等を含む）を支払いの対象（要領別記2の別表2：加工委託費）としている。
<p>加工委託費の設定根拠となる資料とは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先精米事業者における、 <ul style="list-style-type: none"> > 工場経費（電力料金、修繕費、動力費・消耗品費など） > 人件費 > 事務費（厚生費、事務費、租税公課など） > 事業費（保険料、金利、賃借料、償却費など） > 包装代 > 副産物収入（ぬか、碎米など←減算要因） ・などに基づく積算資料が基本となる。当該事項等が概ね網羅されたものであれば様式は問わない（見積書等でも差し支えない）。
<p>産地倉庫や精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合、保管料の支援に必要な証拠書類とは何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産地倉庫や精米事業者等の倉庫に寄託保管する場合には、倉庫が所在する地域における倉庫業者（倉庫業法）に定める倉庫業を営む者が設定する保管料等の実態や、小売事業者（間接補助事業者）と寄託者における料金負担の適正性により判断することとなる。証拠書類としては、当該事情が分かる資料等の作成が必要となる。 ・なお、この場合には、当該保管を行う前に支援コンソーシアムとの個別協議の対象（要領別記2の別表2：保管料）となることに留意を願いたい。

公募締め切り

令和8年5月1日（金）15時 必着でメール送付をお願いします。

1. 公募

① 公募関連情報の提供

最新の公募関連情報は、本事業のホームページに掲載しますので、逐次確認してください。

https://www.dei.or.jp/research/research04_rice_logistics_support

② 申請方法

申請書類等はホームページからダウンロードし、要領・申請方法等を確認してください。

③ 申請期間

令和8年3月31日(火)13:00～令和8年5月1日(金)15:00

- 30MBまで受領可能です。ただし、写し機能（CC等）を用いて関係者宛にメールを送付する場合、添付ファイルのサイズによっては関係者に届かないことがありますため、ファイル転送サービス等をご利用ください。
- 原則、郵送やFAX送付による申請は、受理できません。